

公立大学法人北九州市立大学役員退職手当規則

〔平成17年4月1日〕
〔北九大規程第40号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人北九州市立大学の役員（公立大学法人北九州市立大学定款第12条第3項で定める学外者である理事及び監事は除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の次項に規定する退職手当基礎月額（以下「退職手当基礎月額」という。）に在職期間1年につき、100分の100の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1年につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職手当基礎月額に100分の100の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 退職手当基礎月額については、当該役員の退職の日における公立大学法人北九州市立大学役員報酬規則（平成17年北九大規程第26号）第2条第2項に基づいて定められた額を12で除して得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月とみなして計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない役職別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 第1項に定める在職期間には、その者が公立大学法人北九州市立大学職員就業規則（平成17年北九大規程第19号）第22条第1項に規定する定年（公立大学法人北九州市立大学職員の定年の特例に関する規程（平成17年北九大規程第20号）第3条又は第4条に定めのある職員を兼務する者については、それぞれの規定に定める年齢）に達した日以後における最初の3月31日を超える期間は含まないものとする。

4 前3項の規定により計算した在職期間が6月以上1年未満の端数があるときは、当該役員の在職期間はこれを1年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満

了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(北九州市職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)第6条の3及び北九州市職員退職手当支給条例施行規則(昭和38年北九州市規則第22号)第6条の規定の適用を受けて北九州市を早期退職後、役員となった者に対しては、当該役員に対する退職手当は支給しない。

(職員との在職期間の通算)

第6条 役員が、引き続いて職員(公立大学法人北九州市立大学職員退職手当規則(平成17年北九大規程第41号。以下「職員退職手当規則」という。)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。
2 職員から引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第7条 前条第2項の場合における当該役員の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、理事長が別に定める額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規則第8条に規定する在職期間とみなして、職員退職手当規則に規定する支給率を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、死亡による退職のときは、その遺族に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当は支給しない。

(職員退職手当規則の準用)

第9条 退職手当の返納等の取扱い、遺族の範囲及び順位並びに遺族からの排除については、職員退職手当規則第13条から第18条までの規定を準用する。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 退職手当の支給手続その他この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。